

# 千葉県主要農作物種子対策要綱

## 1 目的

稲は、本県農家の7割が生産に携わる基幹品目であり、また麦及び大豆も、転作作物として本県水田農業に必要な品目である。これら主要農作物（稲、麦類及び大豆）の優良な種子の安定供給は、本県の農業振興を図る上で、極めて重要である。

県は、主要農作物種子法の下に築いてきた種子生産供給システムを活用し、主要農作物の優良種子の安定供給を図るとともに、農業競争力強化支援法の趣旨も踏まえ、農業者の所得向上に資する優れた品種を選択できる体制を整え、主要農作物の生産性の向上と品質の改善を図り、本県農業の振興に資することを目的として本要綱を定める。

## 2 対象作物

この要綱による主要農作物は、稲、麦類及び大豆とする。

## 3 種子計画の策定

県は、主要農作物種子の安定供給のため、種子の需給見通し、備蓄量等に関する千葉米改良協会からの報告を参照し、作期ごとに県内の種子供給やその調達等を定めた種子計画を策定する。

なお、種子を安定的に供給することが困難である場合には、他都道府県等から導入することができる。

## 4 奨励品種

### (1) 奨励品種の定義

本県の気候、土壌及び需要動向等を勘案し、県内で普及すべき優良な品種（収量、病虫害抵抗性、品質その他栽培上の重要な特性及び生産物の利用上の重要な特性を総合的に勘案し、既存の奨励品種と比較して明らかに優れていると認められる品種）を本県における奨励品種とする。

### (2) 奨励品種の決定

県は、奨励品種を決定するにあたり、その特性を把握するため、別に定める「奨励

品種決定調査の方法」を基に奨励品種決定調査を行う。

県は、「千葉県主要農作物奨励品種審査会規約」に基づき審査会を開催して意見を徴し、奨励品種決定調査の結果及び「千葉県奨励品種決定基準」により決定、または、必要に応じて奨励品種を廃止するものとする。

なお、国や他都道府県及び民間事業者等、本県以外の機関で開発した品種の活用を促進するため、これら機関からの奨励品種の採用に係る申入れに際して、必要な手続きを別に定める。

## 5 原種及び原原種

### (1) 対象品種

県が、その供給に係る取組を行う原種及び原原種（以下、「原種等」という。）は、4（2）により決定した奨励品種及び知事が特に必要と認める品種から選定する。

### (2) 原種等の生産

県は、原種等が全体として適正に供給されるよう、必要な原種等のほ場面積を確保する。

### (3) 原種等の品質の確保

県は、原種等の品質を確保するため、別に定める生産方法等に関する留意事項を参考に適切な管理を行う。また、種苗法第六十一条第一項に基づく指定種苗の生産等に関する基準を適用する。

## 6 種子の生産

### (1) 対象品種

県が、その供給に係る取組を行う品種は、生産・流通・販売を含めた県の振興計画等を踏まえ、4（2）により決定した奨励品種及び知事が特に必要と認める品種から選定する。

### (2) 種子生産ほ場の設置

県は、3の種子計画に基づいて、主要農作物種子の生産に必要なほ場面積を確保するため、種子生産ほ場を指定する。

種子生産ほ場の設置条件その他必要な事項については、「千葉県主要農作物種子生

産ほ設置要領」に定める。

### (3) 種子の品質確保

県は、種子の品質を確保するため、種苗法第六十一条第一項に基づく指定種苗の生産等に関する基準の遵守状況を確認する。

遵守状況の確認にあたっては、県は、種子の審査を受けようとする者からの請求により、ほ場審査及び生産物審査を行うこととし、基準に適合する場合は、審査証明書を交付する。

なお、審査の方法等については、「千葉県主要農作物種子審査実施要領」に定める。

## 7 種子の安定供給を図るための組織

県は、主要農作物種子の安定供給を図るため、千葉米改良協会を存置し、同協会は、種子の計画的な生産・流通、種子生産の委託、種子共済制度に関すること等、別に定める業務を行うこととする。

県は、千葉米改良協会が行う主要農作物種子を安定的に生産・供給する活動が円滑に推進されるよう、指導・支援する。

## 附 則

この要綱は、平成30年4月1日に施行し、平成30年度事業から適用する。